

# 令和2年2月市議会総務委員会資料

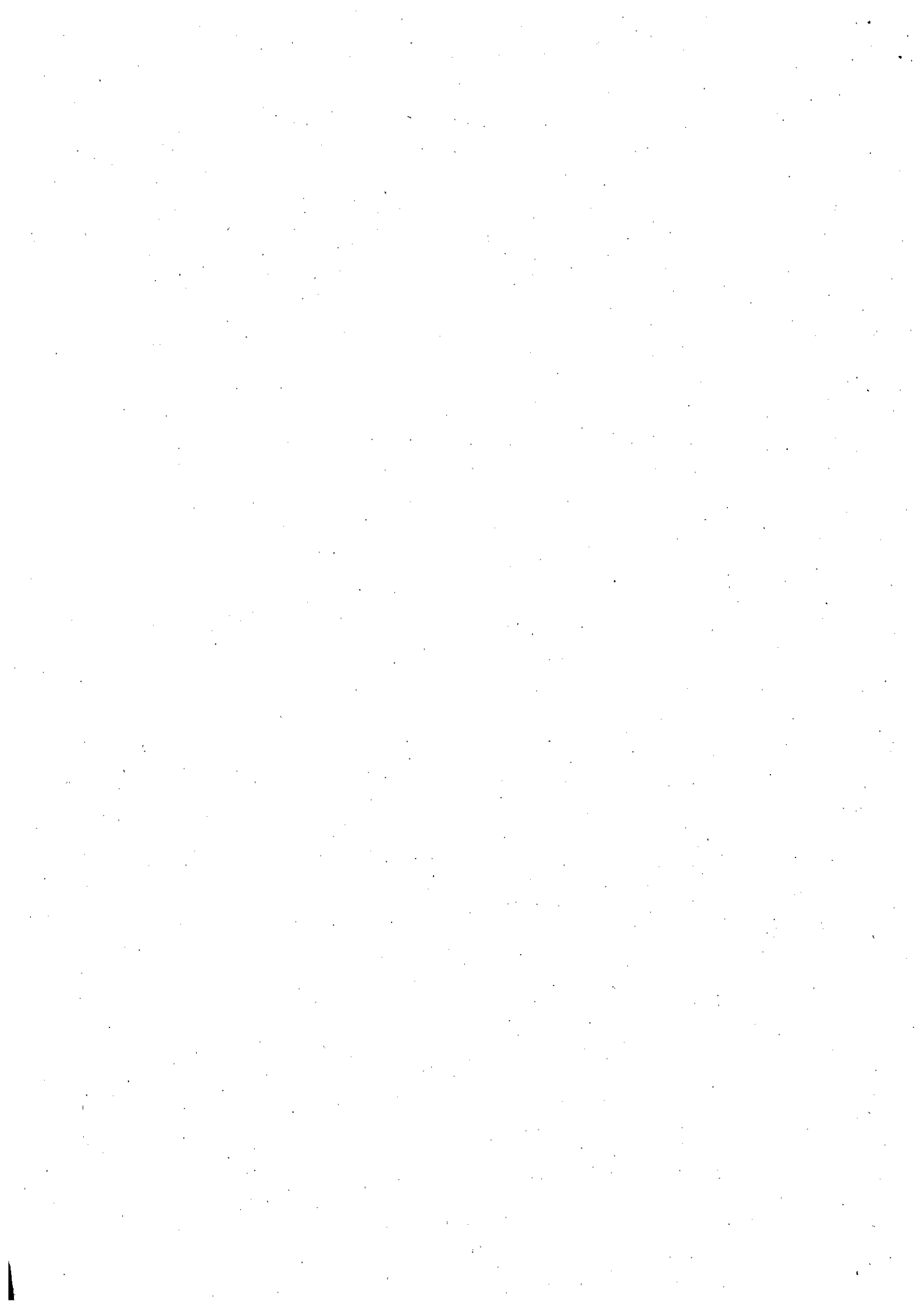
## 第36号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### 目次

条例改正の概要	.....	1～2 ページ
条例の新旧対照表	.....	3 ページ

総 務 部

令和2年2月



# 一般職の職員の給与に関する条例の改正の概要

## 1 改正の趣旨

獣医師については、人材確保が困難な状況が続いていることや、給与が長崎県や他都市と比較して低い水準にあることから、獣医師の処遇改善を図るため、獣医師に初任給調整手当を支給しようとするもの。

## 2 改正の内容

獣医師に係る初任給調整手当を新設する。

### (1) 支給対象職員

獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された職員

### (2) 月額及び支給期間

長崎県の獣医師の初任給調整手当に準じ、月額30,000円を超えない範囲の額を採用の日から20年以内の期間次のとおり支給する。

期間の区分	初任給調整手当（月額）
1年未満～11年未満	30,000円
11年以上12年未満	27,000円
12年以上13年未満	24,000円
13年以上14年未満	21,000円
14年以上15年未満	18,000円
15年以上16年未満	15,000円
16年以上17年未満	12,000円
17年以上18年未満	9,000円
18年以上19年未満	6,000円
19年以上20年未満	3,000円

## 3 施行日

令和2年4月1日

## 4 【参考】獣医師の給与の処遇改善について

### (1) 初任給基準の見直し（規則改正）

獣医師の初任給基準を2級15号給（210,500円）から2級17号給（213,500円）へ見直す。

(2) 給料の調整額の支給（規則改正）

動物管理センターに勤務する獣医師に対し、給料の調整額を支給する。

※ 2級の職員に係る給料の調整額 月額16,000円（在職する職務の級に応じた調整額）

(3) 処遇改善に伴う効果額

区 分	①現 行	②見直し後	差額②-①
給与月額（採用時） 〔初任給〕	216,815円 〔2級15号給〕	266,385円 〔2級17号給〕	49,570円 〔+2号給〕
給 料	210,500円	213,500円	3,000円
給 料 の 調 整 額	-円	16,000円	16,000円
初任給調整手当	-円	30,000円	30,000円
地 域 手 当	6,315円	6,885円	570円
期末手当・勤勉手当	634千円	691千円	57千円
年 収（採用年度）	3,250千円	3,903千円	653千円

(4) 動物管理センターの獣医師の状況

（単位：人）

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
必 要 数	2	2	2	2	2
配 置 数	2	1	2	1	2
欠 員	-	1	-	1	-

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号) (初任給調整手当)</p> <p>第7条の4 <u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに新たに採用された職員には、月額308,600円を超えない範囲内の額で、採用の日から35年以内の期間、採用後市長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の4 <u>次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内の期間、採用後市長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</u></p> <p>(1) <u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるもの 月額308,600円</u></p> <p>(2) <u>獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるもの 月額30,000円</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>